



石川労働局発表

平成31年4月26日（金）

【照会先】職業安定部 職業対策課

課長 諸田 一良

課長補佐 坂本 多恵

地方職業指導官 大橋 順正

TEL：076-265-4428

## 雇用調整助成金の追加支給に関する「お知らせ」送付を開始

石川労働局はこのほど、毎月勤労統計調査における不適切な取扱いにともない発生した雇用調整助成金の追加支給について、対象事業主あて「お知らせ」の送付を開始しましたのでお知らせします。

### 【追加支給の対象となる事業主】

次のいずれにも該当する事業主

- (1) 平成31年3月17日までに雇用調整助成金の支給決定がされていること。
- (2) 平成16年8月1日から平成23年7月31日までの間、平成26年8月1日から平成31年3月17日までの間に、雇用調整助成金の休業（又は教育訓練）に係る判定基礎期間の初日、又は出向対象期の初日があること。
- (3) 上記（1）において支給された支給決定金額が休業等に係るものである場合、（2）の期間中における「雇用保険の基本手当日額の最高額」（以下、「最高額」という）に基づき算定されており、支給申請書等から算定される助成金単価（見直し後の最高額を上限とする）と見直し前の最高額との差額が1円以上であること。
- (4) 上記（1）において支給された支給決定金額が出向等に係るものである場合、（2）の期間中における最高額に基づき算定されており、見直し後の最高額を用いて算定される支給額と見直し前支給額との差額が1円以上であること。
- (5) 追加支給の対象であることを確認するに当たり、必要となる書類等を労働局長の求めに応じ提出又は提示する等の協力をする事業主であること。

### 【「お知らせ」の送付】

○平成23年度以降に雇用調整助成金を受給され、追加支給の対象となることが確認できた事業主の方に対し、順次「追加支給金額のお知らせ」を郵便により送付します。（支給決定年度が直近のものから順に、9月末をめどに送付完了予定）

○事業主の方は、この「お知らせ」が届きましたら、同封の「返答書」に必要事項を記載の上、労働局あて返送していただきます。

○「お知らせ」の送付状況につきましては、石川労働局ホームページに掲載し、随時更新してまいります。

([https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/roudoukyoku/annai02/shokugyou\\_antei/sien01/\\_120635\\_00004.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/roudoukyoku/annai02/shokugyou_antei/sien01/_120635_00004.html))

### 【追加支給額の算定方法】

厚生労働省のホームページに、「追加支給の基本的な考え方」や「算定の例」などを掲載しております。( [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_04294.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04294.html) )

#### (1) 休業または教育訓練の場合

過去の支給額を算定した時の「基準賃金額」に、当時適用された雇用調整助成金の助成率を乗じて得た額（見直し後の最高額を超える場合は、当該最高額。）から、見直し前の最高額を控除した額に、休業及び教育訓練の延べ日数を乗じて得た額に、加算額を加えた額となります。

#### (2) 出向の場合

見直し後の最高額に基づき算出した支給額（最高額に 330 日 を乗じて 365 日 で除して得た額に支給対象期の日数を乗じた額）から過去に支給された支給額を控除して得た額に、加算額を加えた額となります。

### 【平成 22 年度以前に受給された事業主の方について】

追加支給については、別途公表いたします。

**お問い合わせ先** 石川労働局職業安定部職業対策課

雇用調整助成金 追加支給担当

電話 076 (265) 4428

(添付資料)

●リーフレット「平成 16 年以降に雇用調整助成金を受給している事業主の皆様へ 雇用調整助成金の追加支給を行います」

●様式「返答書」